

# 会 則

田子ノ浦部屋関西後援会

## 田子ノ浦部屋関西後援会

### 会 則

#### 第1条

##### 名称

本会は田子ノ浦部屋関西後援会という

設立年月日：平成30年3月1日

所在地：大阪市港区八幡屋3丁目17-9 株式会社サンキ内

#### 第2条

##### 事務局

事務局は大阪市港区八幡屋3丁目17-9 株式会社サンキ内に設置する

TEL06-6599-0222 FAX06-6599-0223

#### 第3条

##### 目的

本会の目的は、田子ノ浦部屋と部屋に所属する力士を大阪場所・その地域で物心両面から支援・激励し併せて交流を深めることを目的とする。

#### 第4条

##### 活動内容

- ① 会員へ番付の送付
- ② 会員へ大阪場所終了後の打ち上げ式への案内

#### 第5条

##### 役員会

本会は役員会を設置する

- ① 役員は後援会会長、後援会副会長2名、事務局長

#### 第6条

##### 役員任命と任期

- ① 後援会の役員はすべて名誉職とする
- ② 役員任命は役員会で行う
- ③ 役員任期は1月1日から12月31日迄の1年間とする

#### 第7条

##### 役員会の業務

- ① 後援会の運営
- ② 後援会が開催する行事の決定と実施
- ③ 田子ノ浦部屋への支援、交流内容の決定と実施

#### 第8条

##### 会計

- ① 本会は会費及び寄附金を持って運営する
- ② 本会の会計は毎年1月1日から12月31日迄とする
- ③ 本会に納められた会費及び寄附金は後援会の運営、行事等に関する経費、事務局の維持管理等の経費に充てる

#### 第9条

##### 会員の入会

- ① 入会を希望する個人・法人は所定の申込用紙に必要事項を記入する
- ② 会の目的、会則に同意して申込みする
- ③ 申込書の提出と会費の納入が完了したときに会員となる

第10条 入会資格  
本会の入会資格は以下の通りとする  
①本会則に同意した個人及び法人  
②反社会的勢力及びその関係者でない個人、あるいはそのような団体にまったく関わりの無い法人

第11条 入会金及び会費  
後援会の入会金と年会費は同一のものとする

**一般会員 10,000円**

番付表送付（年6回）

千秋楽祝賀会に、会員様価格にてご優待

**特別会員 100,000円**

番付表送付（年6回）

千秋楽祝賀会に、会員様価格にてご優待

ちゃんこ会へのご招待（大阪にて）

激励会へのご招待（1口につき1名様）

カレンダーの送付

田子ノ浦部屋オリジナルグッズの送付

第12条 会費の取り扱い  
年会費は毎年12月末日迄に入金があったものを、  
翌年1月1日より12月31日までの年会費として取り扱う

第13条 退会  
本会の退会、退会届の提出を持って退会とする  
①既納の会費はいかなる理由があっても返金しない

第14条 その他  
本会は会員が以下の事由のいずれかに該当すると判断した場合、通告の上、当該会員を退会させることができる。  
①本会会則に違反したとき、又は本会の名誉、信用を著しく傷つけた場合  
②罪を犯し、又はその嫌疑を受け社会的信用を失った場合  
③会員としての品格を著しく損なうと認められる行為があった場合

第15条 役員  
本会の設立時の役員は以下とする

会長 平井良彦

副会長 中道孝治（事業担当）

副会長 田伏 清（会計担当）

事務局長 山本康晴